

【新設】(災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書の添付)

12-2-11 12-2-10《災害損失特別勘定の益金算入》の(1)又は(2)に掲げる事業年度において災害損失特別勘定の金額を益金の額に算入する場合には、当該事業年度の確定申告書に災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書を添付するものとする。

この場合、当該明細書の書式は、附表の書式(これに準ずる書式を含む。)による。

【解説】

- 1 本通達では、災害損失特別勘定の繰入れを行った法人が、その災害損失特別勘定の金額を益金算入する場合には、その益金算入を行う事業年度の確定申告書に災害損失特別勘定の益金算入に関する明細書の添付が必要である旨を明らかにするとともに、その明細書についての標準的な書式を定めている。
- 2 連結納税制度においても、同様の通達(連基通 20-2-17)を定めている。